

令和6年度 障害者職業生活相談員 資格認定講習

受講者募集のご案内

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 埼玉支部では、令和6年度「障害者職業生活相談員資格認定講習」を次のとおり実施いたします。本年度はオンライン形式もしくは集合形式による講習となっておりますので、日程や実施方法等必ずご確認の上、お申し込みください。

■第1回(オンライン形式) 日程・申込受付期間 先着順ではありませんので、申込受付期間内にお申し込みください。

開催日時		申込受付期間	備考
(1日目)	10月21日(月) 12:30~17:00	8月19日(月)~8月30日(金) 受付期間を過ぎたものは無効	受講者の負担においてセキュリティが確保されたネットワーク環境を確保し、ご受講ください。 ※フリーWi-Fiなど暗号化されていないネットワークは絶対に使用しないでください。 ※最新のマルウェア対策ソフトをインストールしてください。
(2日目)	10月22日(火) 12:30~16:40		
(3日目)	10月23日(水) 10:30~16:00		

○本講習はオンライン形式(Zoomを使用)にて実施します。

受講にあたって、「申込書」の裏面<オンライン配信受講に係る利用規約>の項目を全てご確認いただき、受講環境を満たすかご確認の上お申し込みください。

また、第1回の講習は字幕・音声がございますが、手話通訳または要約筆記をご希望される方は第2回にお申し込みください。

■第2回(集合形式) 日程・申込受付期間 先着順ではありませんので、申込受付期間内にお申し込みください。

開催日時		申込受付期間	講習会場
(1日目)	11月21日(木) 9:00~17:30	9月2日(月)~9月13日(金) 受付期間を過ぎたものは無効	さいたま共済会館 601・602会議室 さいたま市浦和区岸町7-5-14 (JR浦和駅西口 徒歩10分)
(2日目)	11月22日(金) 9:00~15:15		

○本講習は対面による集合形式にて実施します。(オンラインによる参加は不可)

手話通訳等を必要とする聴覚障害をお持ちの方が受講申込をする場合、「受講に際して必要な障害等への配慮」の手話通訳または要約筆記にチェック(✓)を入れ、第2回にお申し込みください。

★任意受講科目(集合形式・意見交換会) 日程・申込受付期間 先着順ではありませんので、申込受付期間内にお申し込みください。

開催日時		申込受付期間	講習会場
11月22日(金)	15:25~17:30	各回受講申込期間	さいたま共済会館 601・602会議室 さいたま市浦和区岸町7-5-14 (JR浦和駅西口 徒歩10分)

○第2回講習の受講必須科目が全て終了した後に、集合形式にて実施します。(オンラインによる参加は不可)

普段抱えている障害者雇用に関するお悩み事や当該講習を通して浮かんだ疑問点、障害者職業生活相談員になる上での不安など、様々な議題を自由にグループディスカッションしていただく科目でございます。

任意で受講できる科目ですので(受講をしなくても資格認定に影響はございません)、受講をご希望される場合は、申込書の「任意受講科目の受講希望」欄にて、「希望する」に○を付けてください。

(詳細は裏面へ)

令和6年度 障害者職業生活相談員 資格認定講習

概要

青太字下線部をクリックするとリンク先に移動します

募集人数	各回とも 80人
費用等	受講費用は 無料 。テキスト・その他資料を無償で提供いたします。
受講対象者	原則として、埼玉県内で障害者を5人以上雇用している事業所に勤務する労働者で、当該事業所の障害者職業生活相談員に選任予定の方や、これに準ずる方。個人でのお申込は受け付けておりません。 公務部門(国および地方公共団体)の職員は受講できません。(この場合は厚生労働省が実施する公務部門向けの講習が対象となります。)
申込方法	記入例を参考に「 申込書 」を作成し、受付期間内にご提出(メール)ください。 先着順ではありません。(FAX・郵送不可、受付期間を過ぎたものは無効)
申込先 (メールのみ)	Saitama-kosyo@jeed.go.jp
受講審査と 結果の通知	以下により 受講可否を審査 し、ご担当者あてに 結果をメールで通知 いたします。 ① 受講対象者に該当する申込者を、 機構本部ホームページ (※)でご案内している優先順位に則って、受講の可否を審査いたします。(※) ② なるべく多くの事業所から受講希望者の受入れが可能となるよう、 1事業所のお申込みは各回1名までといたします 。 ③ 上記①②項により受講者数が募集人数を上回ったときは、会場定員を考慮して受講者の受入れを拡大しますが、それでも会場に収容可能な人数を超えているときは、優先順位が高くても、受講対象とならないことがありますのでご了承ください。 ④ 埼玉県外の事業所から申込があった場合、埼玉県内の事業所の受講希望者を受入れた上で、定員の範囲において受講可否審査を行なうことがあります。 ⑤ 受講可否通知は、「 令和6年度 障害者職業生活相談員資格認定講習に係る日程 」のとおり発送を予定しております。締切から3週間経過しても何の通知も届かない場合は、事務局までお尋ねください。 (※) 優先順位等は、本部ホームページから抜粋したものを以下に載せています。 (※) 法令遵守の観点から真に受講が必要な方を優先的に選定させていただきます。

(注意)受講申込に際しては、業務都合等によるキャンセルがなきよう、受講者の日程調整には十分ご配慮いただきますようお願いいたします。

受講の優先順位

受講を希望される会場において、お申込が多数の場合は、以下の優先順位にて受講の優先順位を決定いたします。また、会場定員の都合で、優先順位が高い場合においても受講対象とならない場合もございますのでご了承ください。

1. 選任義務がある事業所で、相談員有資格者がいない事業所
2. 選任義務がある事業所で、相談員が人事異動等で不在となる事業所
3. 当該年度中に雇用障害者の増加により、選任義務が生じる見込みの事業所
4. 選任義務がある事業所で、実務経験により相談員として選任された方がいるが、講習を受講することで支援の充実を図りたい事業所
5. 選任義務はないが、障害者の相談、指導に必要な事業所
6. 相談員をすでに選任しているが、雇用障害者数の増加等により、相談員を増員する事業所
7. その他

(注)「選任義務がある事業所」とは、5人以上の障害者を雇用する事業所をいいます

機構本部ホームページより抜粋 <https://www.jeed.go.jp/disability/employer/employer04.html>